

静岡県公安委員会規程第9号

違反者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月20日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

違反者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

違反者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(講習の実施基準)</p> <p>第7条 講習の実施基準は、規則第38条第13項に定めるもののほか次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 講習の区分及び人員</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 学級の編成</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(i) 講習学級の細分化</p> <p>受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、免許種別及び違反態様に応じて四輪車又は二輪車（自動二輪車及び<u>原動機付自転車</u>をいう。以下同じ。）の別により学級編成を行い、それぞれの学級に適した内容の講習を行うものとする。ただし、四輪車又は二輪車の講習事項の一部については、合同で行うことができるものとする。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(講習の実施基準)</p> <p>第7条 講習の実施基準は、規則第38条第13項に定めるもののほか次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 講習の区分及び人員</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 学級の編成</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(i) 講習学級の細分化</p> <p>受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、免許種別及び違反態様に応じて四輪車又は二輪車（自動二輪車及び<u>一般原動機付自転車</u>をいう。以下同じ。）の別により学級編成を行い、それぞれの学級に適した内容の講習を行うものとする。ただし、四輪車又は二輪車の講習事項の一部については、合同で行うことができるものとする。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。